



令和3年3月4日  
防災企画課

## 糸魚川市で発生した地すべり災害に災害救助法を適用します

糸魚川市で発生した地すべり災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、災害救助法を適用します。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 適用市町村 | 糸魚川市   |
| 2 適用年月日 | 令和3年3月4日   |
| 3 内 容   | 救助として市が実施した避難所設置、炊き出し及び障害物の除去等に係る救助費用を県と国が負担します。 |

本件についてのお問い合わせ先  
防災企画課 課長 宗村  
(直通) 025-282-1606  
(内線) 6410